

# 第1章

## 計画の策定にあたって

### 1. 計画の策定背景

我が国では昭和56年以降、がんは死因の第1位となっています。平成27年にはがんにより年間約37万人が亡くなり、生涯のうちに、約2人に1人がり患すると推計されています。このような状況を踏まえると、がん対策は区民の生命と健康にとって重要な取り組みといえます。

国は、がん対策の充実を図るため、平成19年4月にがん対策基本法を施行、同年6月に第1期(平成19年度～平成23年度)のがん対策推進基本計画(以下、「基本計画」という。)を策定し、がん診療連携拠点病院の整備や緩和ケア<sup>※1</sup>提供体制の強化等を図ってきました。第2期(平成24年度～平成28年度)の基本計画では、小児がん、がん教育やがん患者等の就労を含めた社会的な問題等について取り組むこととされ、死亡率の低下で5年相対生存率が向上するなど一定の成果が得られました。

しかしながら、平成19年度からの10年間の目標である「がんの年齢調整死亡率(75歳未満)の20%減少」は、達成することができませんでした。主な原因としては、喫煙率やがん検診受診率の目標値が達成できなかったこと等が指摘されており、より一層のがん予防の生活習慣の普及啓発や、がんの早期発見に向けた取り組みが求められています。また、AYA世代<sup>※2</sup>のがん対策や、がんのり患をきっかけとした離職者の割合が改善していないことなども新たな課題として浮かび上がってきました。

このような中、平成28年にがん対策基本法が改正され、基本理念に「がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築を目指す」ことが追加されました。また、法改正を受けて、国は平成30年3月にがん対策推進基本計画第3期(平成29年度～令和4年度)を策定し、「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんの克服を目指す」ことを目標として、「がん予防」、「がん医療の充実」、「がんとの共生」の3つの柱に沿ってがん対策を推進しています。

※1 緩和ケア：がん患者・家族に対し、がんと診断された時から行う、身体的・精神的・社会的な苦痛やつらさを和らげるための医療やケアのこと。コラム「がんの治療と緩和ケアの関係」参照。

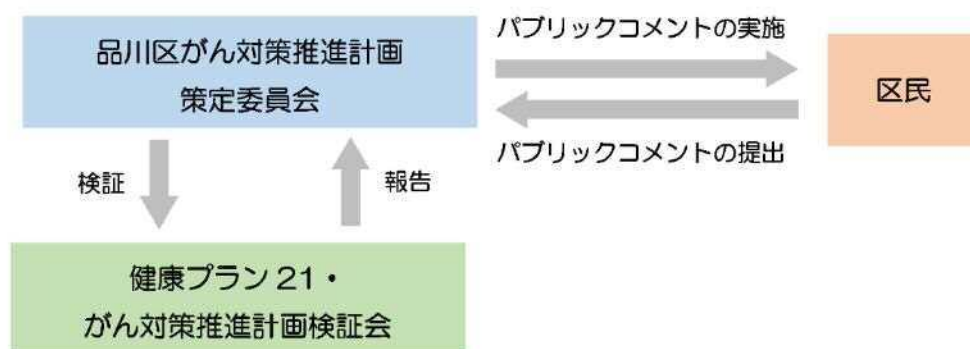
※2 AYA世代：AYAはAdolescents and Young Adults(思春期と若年世代)の略。がん患者のうち、主に15歳以上40歳未満の思春期および若年成人世代。コラム「AYA世代のがん患者について」参照。

東京都においても、国の方向性を踏まえつつ、都民の視点に立ったがん対策を推進するため、平成 20 年 3 月に「東京都がん対策推進計画」を策定し、平成 25 年に第一次改定、平成 30 年に第二次改定を経て、より都民の実態に即した施策を展開しています。

品川区でも、がん予防に関する普及啓発やがん検診の実施、たばこ対策、がん教育などの取り組みを進めてきましたが、国や東京都の計画を踏まえ、新たな課題に応じたがん対策を総合的かつ計画的に推進するため、「品川区がん対策推進計画」（以下、「本計画」という。）を策定することとしました。なお、本計画および関連する情報についてはホームページ等で発信していきます。

## 2. 検討体制

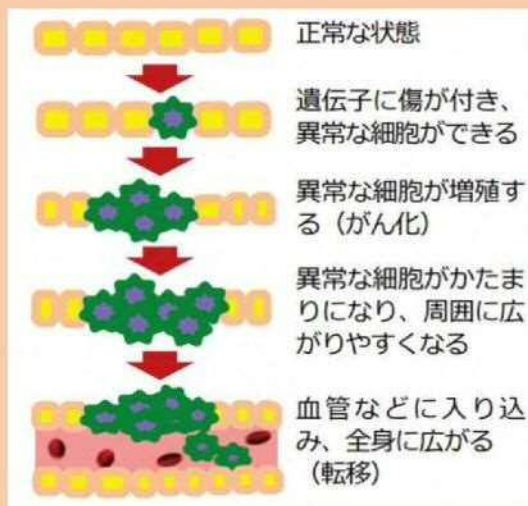
本計画の策定にあたっては、学識経験者、がん診療連携拠点病院、がん患者支援団体や医師会・歯科医師会・薬剤師会の代表者等による委員で構成される「品川区がん対策推進計画策定委員会」と、医療機関や医師会、地域の関係団体の代表者等による委員で構成される「健康プラン 21・がん対策推進計画検証会」とで協議しました。



### コラム ▶ がんとは？

人間の体は細胞からできています。正常な細胞の遺伝子に傷が付いてできる異常なかたまりの中で、悪性のものを「がん」といいます。

健康な人の体の中でも、毎日多数のがん細胞が発生していますが、免疫が働いて、がん細胞を死滅させています。しかし、年を取ることなどにより免疫が低下すると、発生したがん細胞を死滅させることが難しくなります。また、がん細胞は無秩序に増え続けて周囲の組織に広がり、他の臓器にも移動してその場所でも増えていきます。



(出典)東京都教育委員会「高校生用リーフレット「がんを理解し、支え合える社会へ」」

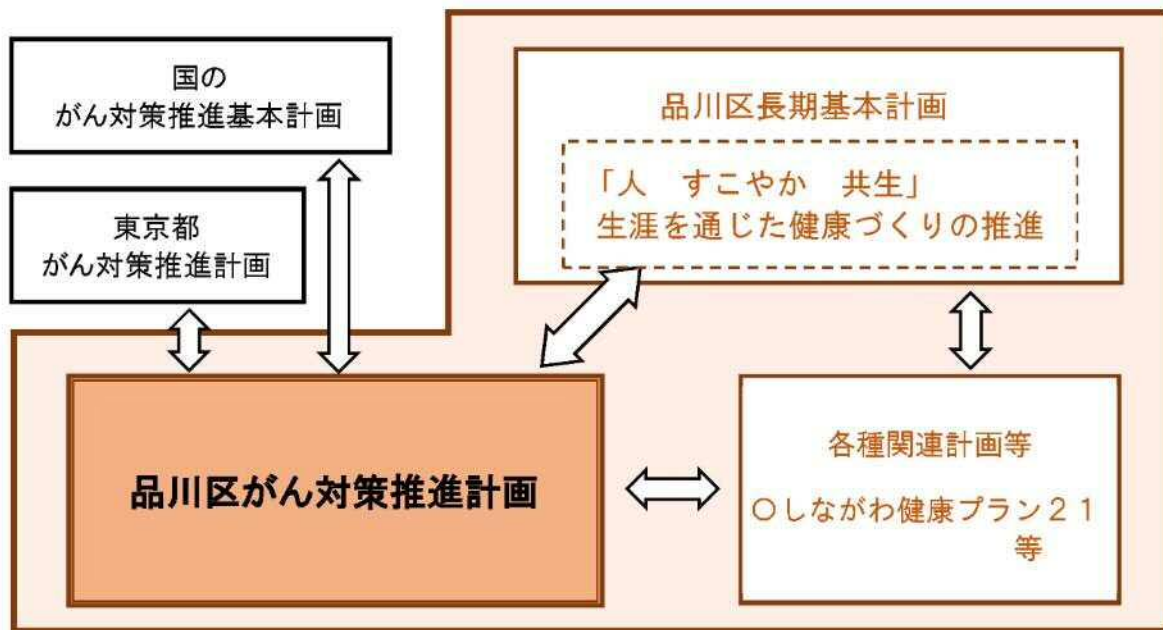


### 3. 計画の位置づけと期間

本計画は、品川区長期基本計画を上位計画とし、健康増進計画である「しながわ健康プラン21」の関連計画として位置づけます。なお、策定にあたっては、国の「がん対策推進基本計画(第3期)」や東京都の「東京都がん対策推進計画(第二次改定)」と整合を図るものとします。

本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。なお、国や東京都の方針、また社会状況の変化等により、必要に応じて見直す場合があります。

各種計画の関連性



各種計画の計画期間(年度)

	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
品川区長期基本計画(2020(令和2)~2029(令和11)年度)	▶									
しながわ健康プラン (2015(平成27)~2024(令和6)年度)	▶									
品川区がん対策推進計画 (2020(令和2)~2024(令和6)年度)	▶									
第3期がん対策推進基本計画 (2017(平成29)~2022(令和4)年度)	▶									
東京都がん対策推進計画(第二次改定) (2018(平成30)~2023(令和5)年度)	▶									